

令和5年度神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

神奈川県動物愛護管理推進協議会設置要綱に基づき、互選により公益社団法人神奈川県獣医師会副会長 高橋（孝）委員を会長とし、会長の指名により、全日本動物輸入業者協議会会長 大矢委員を副会長とした。

議題

(1) 「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和5年度実施結果（4～12月）（案）」について（資料1-1、1-2、1-3）

事務局 神奈川県動物愛護管理推進計画は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市と県が中心となって取り組む計画として平成20年3月に策定した。

この計画では数値指標を掲げており、11の施策に取り組むことにより、目標の達成を目指すものである。

今年度12月末時点の数値指標に係る統計データが資料1-1、11の施策の取組み結果が資料1-2である。

資料1-1について説明する。

令和5年度の12月末時点の計画の数値指標の達成状況は、犬・猫の引取り数は概ね10年後の数値指標を達成し、犬・猫の致死処分数については10年後の数値指標を上回る結果となっている。

また、「譲渡可能犬・猫の致死処分数」は0頭である。

一方で、「犬の返還・譲渡率」及び「猫の返還・譲渡率」については令和元年度実績と同等程度となっている。

多頭飼育崩壊等により収容される動物は、人に馴れていないことが多く、馴化して譲渡に適するまでにかかる期間は長くなっている。また、犬は攻撃性がある、体格が大きく需要がないなどの理由から、猫は猫エイズや猫白血病などの疾患を持っている個体も多く、譲渡が大変難しく長期間にわたり収容する動物が増えている。

続いて資料1-2について、自治体毎に説明する。

神奈川県については、「動物フェスティバル神奈川2023inあつぎ」を、会場にて開催した。県は共催という形で参画し、6,300名の来場があった。

適正飼養講習会等の開催について、令和4年度から動物を用いた普及啓発は行わず、代わりに小中学校からの要望に応じた出張及び動物愛護センターにおける「いのちの授業」を行っている。また、夏休みなどの長期休暇に合わせて、バックヤード見学を含めた子供向け教室を実施した。

動物の譲渡の推進として、保護犬・猫のオンライン譲渡会に加え、対面譲渡会を再開した。年間で対面2回、オンライン3回を開催した。

不適正な多頭飼育対策として、1月15日に環境省の多頭飼育ガイドラインの作成に携わった成城大学の打越綾子教授を講師として、多業種連携に係る講習会を実施し、福祉部局、社会福祉協議会、民生委員等にもご参加いただいた。また、多頭飼育崩壊未然防止に関するクリアファイルやウェットティッシュを作成し、イベントや講習会等で配布した。

災害対策の平常時の準備として、11月に県6市による「災害時の動物救護に係る連携体制検討会議」を行い、広域連携について検討した。

私市委員 横浜市は、「動物愛護フェスタよこはま 2023」を都筑区のセンター南駅前で開催し、12,000名が来場した。

教育委員会の企画で「子どもアドベンチャーカレッジ 2023 動物愛護センターの仕事を学ぼう」を開催したところ、約260名の応募があり、187人が参加した。

広報媒体による普及啓発について、X（旧ツイッター）に加え、Instagramを開設して普及啓発を図っている。

不適正な多頭飼育対策について、多頭飼育問題に係る原因や課題等を共有し、対応策の検討を整理するために、福祉関係部局に参加いただき研修を実施した。

災害対策について、今年度は更に消防防災フェスタや横浜市消防出初式に参加した。今後も継続してペットに係る災害対策の普及啓発を図る。

動物愛護推進員の委嘱及び研修会等の実施について、適正飼養推進員研修会を4回実施した。適正飼育推進員の任期は2年間となっており、今年度は全員改選し、現在58名の推進員がいる。

高橋(三)委員 川崎市は、「動物愛護フェアかわさき 2023」を市動物愛護センターにて、4年ぶりにコロナ前と同じ規模で開催し、約2,400名が来場した。

適正飼養講習会等の開催について、市民公開講座として人と動物のつながりや、ペットと災害をテーマに開催した。

動物健康電話相談として、アニマルコールを市の獣医師会に委託し、実施した。平日の10～16時、夜間の21～24時まで対応している。

動物の譲渡の推進について、市のホームページやFacebook、X（旧ツイッター）、youtubeを利用して譲渡情報を発信するとともに、公共交通機関のデジタルサイネージを利用して譲渡促進を図った。

飼い主への普及啓発として、適正飼養の普及啓発を目的としたリーフレットや冊子を作成し、飼い主のみならず、市内の自治会や町内会、社会福祉部局と連携し、ケアマネジャーやホームヘルパーに向けて普及啓発を行っている。

動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施について、かわさき犬・猫愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換を行うとともに、協働するボランティア活動への物品支援や会場の提供を行った。また、各区でのボランティア会議を14回実施した。

松岡委員 相模原市は、「さがみはら動物愛護キャンペーン 2023」を動物愛護週間の期間内に開催し、約500名が来場した。

動物の返還譲渡の推進として、令和5年10月から猫の一時保管施設の運用を開始した。ケージを24基設置し、猫を約30頭程度収容する。トリミング室や馴らし室を設け、譲渡を推進する取り組みを行っている。収容した猫の獣医療ケアを市獣医師会に委託し、ワクチン接種やウイルス検査等を行うとともに、収容した猫を馴化するため、家庭で一時的に預かる一時預かりサポーターの制度を併せて開始し、12月末現在の登録は5名、預かりは2頭、譲渡成立は1頭となっている。

また、多頭飼育崩壊で、約猫70頭の所有権放棄があった。12月に緊急譲渡会を実施し、譲渡希望者113名、参加頭数69頭。12月末時点で譲渡成立が39頭となった。

不適正な多頭飼育対策については、「動物の多頭飼育対策等連絡調整会議」を行い、高齢者における多頭飼育崩壊対応事案について情報共有を行った。また、多頭飼育の届け出制度の導入に向けた検討を進めている。

災害対策について、9月1日に九都県市総合防災訓練の中央会場として市総合防災訓練を実施した。防災フェアエリア内で展示やクイズにより普及啓発を行った。

依田委員 横須賀市は、「動物愛護センター開放デー」を4年ぶりに開催した。令和5年6月に開所した動物愛護棟でもイベントを行い、約300名の来場があった。

適正飼養の普及啓発として、「動物愛護センターのお仕事を学ぼう教室」を行った。動物愛護センターの仕事を学びながら、獣医師体験ができる内容となっている。

教育現場等での普及啓発の推進として、市内の小学校に出張し、ボランティア団体と協働で動物愛護の普及啓発を目的とした講習会と音楽劇を、4年ぶりに実施した。

広報媒体による普及啓発として、市内駅前デジタルサイネージを利用して動物愛護週間について周知した。

動物の譲渡の推進として、譲渡対象動物を紹介するSNS（インスタグラム）を令和6年1月に開設した。

所有明示の推進として、各イベントでオリジナル迷子札作りやマイクロチップの読み取り体験を行った。

飼い主のいない猫への対策として、地域猫等啓発推進協議会において、NPO法人ねりまねこの亀山氏を講師として、地域猫活動に関する講演会を実施した。

須田委員 藤沢市は、「第50回動物愛護のつどい」を開催し、1,300名の来場があった。「シニア期を迎えた愛犬との暮らし」をテーマに講演を行ったところ、非常に関心が高く、湘南台市民文化センター（約600名収容）がほぼ満席となった。

適正飼養講習会等の開催について、犬の飼い方セミナーは犬と一緒に受講する講座となり、ペットの防災セミナーは図書館と連携した講座、犬と暮らすセミナーは新たに犬を飼い始めた方を対象に実施した。

教育現場等での普及啓発の推進として、市内小学生を対象とした「人と動物の絵コンクール」と「夏休みこども教室」を実施した。「夏休みこども教室」では消防会計局と合同で、ペット防災について講習会を実施した。

動物の引取り減少への取組として、さくら猫の無料不妊手術事業に参加し、97頭の実

施実績となっている。

動物の返還・譲渡の推進として、動物愛護推進員と連携して合同譲渡会を実施した。保健所の駐車場等を利用し、年3回実施した。

橋爪委員 茅ヶ崎市は、適正飼養講習会等の開催について、自治会などの依頼に応じ、依頼先に出向いて、動物愛護、ペット防災、適正飼養に関する講演を2回実施した。

また、自治会役員と協力し、特に犬の散歩マナーの苦情が多発する地域を重点的に徒歩で回り、犬の飼養者へ啓発を行った。

教育現場等での普及啓発の推進について、市内中学校の総合学習に協力し、ペットの保護・譲渡について市の取り組みを紹介しました。

広報媒体による普及啓発について、広報掲示板、広報誌、HP、メール配信サービスを活用し、動物愛護や適正飼養の普及に関する情報発信を行った。

繁殖制限措置の実施の推進として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理普及啓発事業において、ボランティア団体との協働事業により飼い主のいない猫の不妊去勢手術を29頭実施した。

動物の譲渡の推進として、市と協働事業を実施しているボランティア団体が毎月行っている譲渡会日程等をホームページや広報誌に掲載し、譲渡活動支援を行った。また、県動物愛護センターに収容されている犬猫を対象とした譲渡会を開催した。

所有明示の推進について、指定登録機関の主催するマイクロチップ制度に係る意見交換会に参加した。令和5年2月から狂犬病予防法の特例制度に参加し、マイクロチップ装着の推進についてチラシ配布やホームページへの掲載を行った。

飼い主のいない猫への対策として、変動超音波式ネコ軽減器を市民の依頼に応じて、貸出しした。

飼い主への普及啓発として、糞尿防止啓発看板、犬のフン害防止イエローチョーク、犬と猫の適正飼養の啓発チラシを配布した。また、市民まなび講座を活用し、「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン」に沿った飼育指導を行った。

不適正な多頭飼育対策について、県条例に基づく多頭飼育の届出制度の周知と併せて、届出者に適正飼養の助言指導を行った。

災害時における体制の整備について、災害時協定書に基づいた救護活動の具体的内容を検討した。また、避難所でのペット受入れについて、ガイドラインとハンドブックを地域防災訓練等で配布した。ガイドラインにはペット防災手帳の内容を掲載している。

ペットの避難訓練を9月に開催し、同行避難を模擬体験してもらうことで市民への普及啓発を図った。

平常時の準備として、愛犬手帳に防災対策について記載し、ペット防災手帳に関する周知を行い、飼い主の意識向上を図った。

事務局 本内容について、委員から事前にいただいている意見とそれに対する回答は資料1-3のとおりである。修正した箇所については、3月8日に事前送付した資料に反映済み。

山田委員 資料1-1 数値指標に係る統計について、猫の返還率が非常に低い。来年度に向けて猫の返還推進について、検討している自治体があれば教えてほしい。迷子の猫を探している方は多いが、返還に繋がる事例が少ないと感じている。

事務局 神奈川県では、まだ目も開いていない乳飲み猫や負傷して動けなくなった猫などそのまま放置すると亡くなってしまう猫を動物愛護の観点から収容している。収容公示はしているが、対象となる猫は飼い主がいない猫が多いため、返還に繋がりにくいと考えている。一方で、県民の元で保護されている猫の情報を動物愛護センターのホームページに掲載しており、その情報が返還に繋がることもあるが、収容動物ではないため、返還頭数として計上していない。

山田委員 川崎市の動物健康電話相談について、夜間対応はどうか。また、主な相談内容について確認したい。

高橋(三)委員 川崎市獣医師会に委託し、日中は獣医師会事務局、夜間は夜間相談窓口が相談に対応している。日中は飼い方の相談が多く、夜間は動物病院が閉まっている時間帯のため、病気の相談が多いと聞いている。

山田委員 横須賀市の広報媒体による普及啓発として、市内駅前デジタルサイネージを利用して周知した内容について確認したい。

依田委員 動物愛護週間がある旨と同時期に実施した動物フェスティバルよこすか2023の案内について周知した。

山田委員 茅ヶ崎市の繁殖制限措置の実施の推進として、ボランティア団体との協働事業により実施した飼い主のいない猫の不妊去勢手術の、手術実施場所と費用について確認したい。

橋爪委員 ボランティア団体のかかりつけ病院で手術を実施した。費用はどうぶつ基金を利用し、不足分は市の補助金を活用した。

山田委員 多頭飼育崩壊の件数や概要について、今後の実施結果に記載してほしい。

丸山委員 変動超音波式ネコ被害軽減器の効果はどのようなものか。

事務局 神奈川県は各保健福祉事務所等にガーデンバリアを配備し、希望者に貸出を行っている。効果がなかったという苦情はあまり聞いたことがないため、それなりの効果があると認識している。製造元からは、ハクビシンにも効果があるとの科学的データも示されており、信頼のおける商品だと考えている。

丸山委員 ハクビシン等の被害軽減を目的として、自治体での貸出をしているか。

事務局 神奈川県は、動物愛護部局で野生鳥獣の被害軽減を目的とした貸出しは行っていない。

橋爪委員 野良猫対策として貸出ししている。借りた方により効果の有無は様々だが、設置方法(場所や方向)が効果に影響していると考えている。また、野生鳥獣対策については、

野良猫対策とは異なり、追い払いではなく、捕獲許可を取得して檻の貸出しを行い、捕獲後に駆除している。

高橋(孝)会長 野生動物は外来生物の問題もあるため、捕獲が中心となる。

大矢副会長 横浜市にガーデンバリアを納めている。設置場所が効果に影響すると考える。また、野生鳥獣については、横浜市に捕獲機を納めている。野生動物については追い払うのではなく、捕獲という対応をとっている。

私市委員 横浜市の話が出たので補足する。猫の軽減器の効果については両面の報告を受けている。ハクビシン等の野生鳥獣の捕獲については、動物愛護部局ではなく、他の部局が捕獲機の貸出しをしている。

高橋(孝)会長 本議題については、今後令和6年1～3月分を追加して、令和5年度の実施結果とし、その詳細については、事務局一任とすることとする。

(2) 「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和6年度実施計画（案）」について（資料2-1、2-2）

事務局 資料2-1については事前にお送りしているが、新規事業について、説明する。

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発の④広報媒体による普及啓発について、横須賀市は新たに追加したインスタグラム等の公式SNSにより、茅ヶ崎市は既存のメール配信サービスを活用して譲渡会等の各種イベントに係る情報発信を実施する。

施策2 動物の引取り数減少への取組の①飼い主の普及啓発等について、藤沢市では、突然入院が決まった高齢者からのペット相談が多い中で、緊急時のペットの預け先の事前確保等を目的として緊急連絡カードを作成する。

施策9 人と動物の共通感染症への取組の③発生時に備えた対応等について、川崎市と茅ヶ崎市は、各市の感染症予防計画に基づき、動物由来感染症の発生防止等の啓発や周知を行う。

施策10 災害対策の②平常時の準備として、令和5年度に実施した県6市との災害連携検討会を引続き実施し、県内の連携体制について検討を行う。

須田委員 緊急連絡カードについて、飼い主の急な入院や死亡により動物の行き場がないという相談が高齢者担当部局等から寄せられるため、作成を検討している。飼い主が動物の世話をできなくなった時のことを、事前に考えてもらうことを目的としている。高齢者支援課や社会福祉協議会に在籍しているCSW、動物病院等に周知していきたい。

事務局 本内容について、委員から事前にいただいている意見とそれに対する回答は資料2-2のとおりである。修正した箇所については、3月8日に事前送付した資料に反映済み。

山田委員 来年度に向けて、狂犬病特例制度に参加予定の自治体があれば教えてほしい。出席自治体の中では該当なし。

山田委員 相模原市が多頭飼育の届出制度を検討していると聞いたが、令和6年度の計画に反映されていないため、記載すべきではないか。

松岡委員 今年度検討委員会を設け、3回検討を行ったうえで、1月に市長あての答申をした。現在、庁内での手続きを進めており、今後はパブコメ等を経て市民あて周知期間を設け、令和7年度の運用開始を目指して、検討を進めている。よって、令和5年度及び令和6年度は検討中となるため、記載はしていない。

山田委員 令和5年度及び令和6年度の進捗状況を記載したほうが良いと思うため、記載について検討してほしい。

山田委員 多頭飼育対策について、各自治体の対応実績等を来年度実施結果に追加してほしい。また、遺棄、虐待の対応実績を次年度実施結果に追加してほしい。

事務局 多頭飼育や崩壊の定義が自治体ごとに異なる。また、神奈川県については、動物苦情の中で、虐待を抜き出して集計していない。自治体間で整理したうえで、来年度実施結果に追加するかを検討する。

山田委員 虐待や遺棄に関しては、神奈川県警の事案として、起訴不起訴にかかわらず、把握している数を示すことは可能か。

笹森委員 動物愛護法違反の年間検挙数は、示すことができる。

山田委員 実施結果に年間の件数を記載してほしい。

田中委員 資料2-2施策7に対する質問の回答について、「法律の一部改正の順次施行に伴い」として、「令和3年6月に施行された」は削除してはいいかがか。

事務局 貴見のとおり、修正する。

高橋(孝)会長 委員から了承を得られたため、令和5年度実施結果及び令和6年度実施計画を県ホームページで公開する。

(3) 報告事項(資料3)

須田委員 藤沢市は、イオンペットと災害時における協定締結に向けて調整している。避難所の開設に伴うペット用品の提供や被災動物の一時収容について協定を結ぶ予定である。

事務局 令和6年度動物愛護推進員の任命について報告する。

動物愛護推進員の任命については、団体推薦や公募委員の選考などにご協力いただき、感謝する。資料3の通り、団体推薦推進員17名、公募推進員20名の計37名を、令和6年度から2年間の任期で、動物愛護推進員として任命した。

当協議会は、動愛法第39条により動物愛護推進員の委嘱推進や活動に対する支援等に関する必要な協議を行うことを目的に設置している。引続き、推進員の活動へのご協力をお願いする。

山田委員 保健福祉事務所等の管内で推進員が配置されていない場所があるか、また、1名しか配置されていないところが2か所あるが、どのように考えているか。

事務局 推進員が配置されていない保健福祉事務所はない。便宜上、保健福祉事務所等の管轄で分けているが、県として委嘱している推進員であり、大和センター管内の相談は大和センター管内の推進員が1人で負担するものではないので、ご安心いただきたい。また、活動範囲についても、保健福祉事務所の管轄内に限定するものではない。

高橋(孝)会長 他に意見がないため議事進行を終了する。

円滑な議事進行にご協力いただき、感謝する。

以上をもって、令和5年度神奈川県動物愛護管理推進協議会を閉会する。

以上